

公認会計士制度部会

関 係 資 料

平成13年10月23日

公認会計士等の登録状況

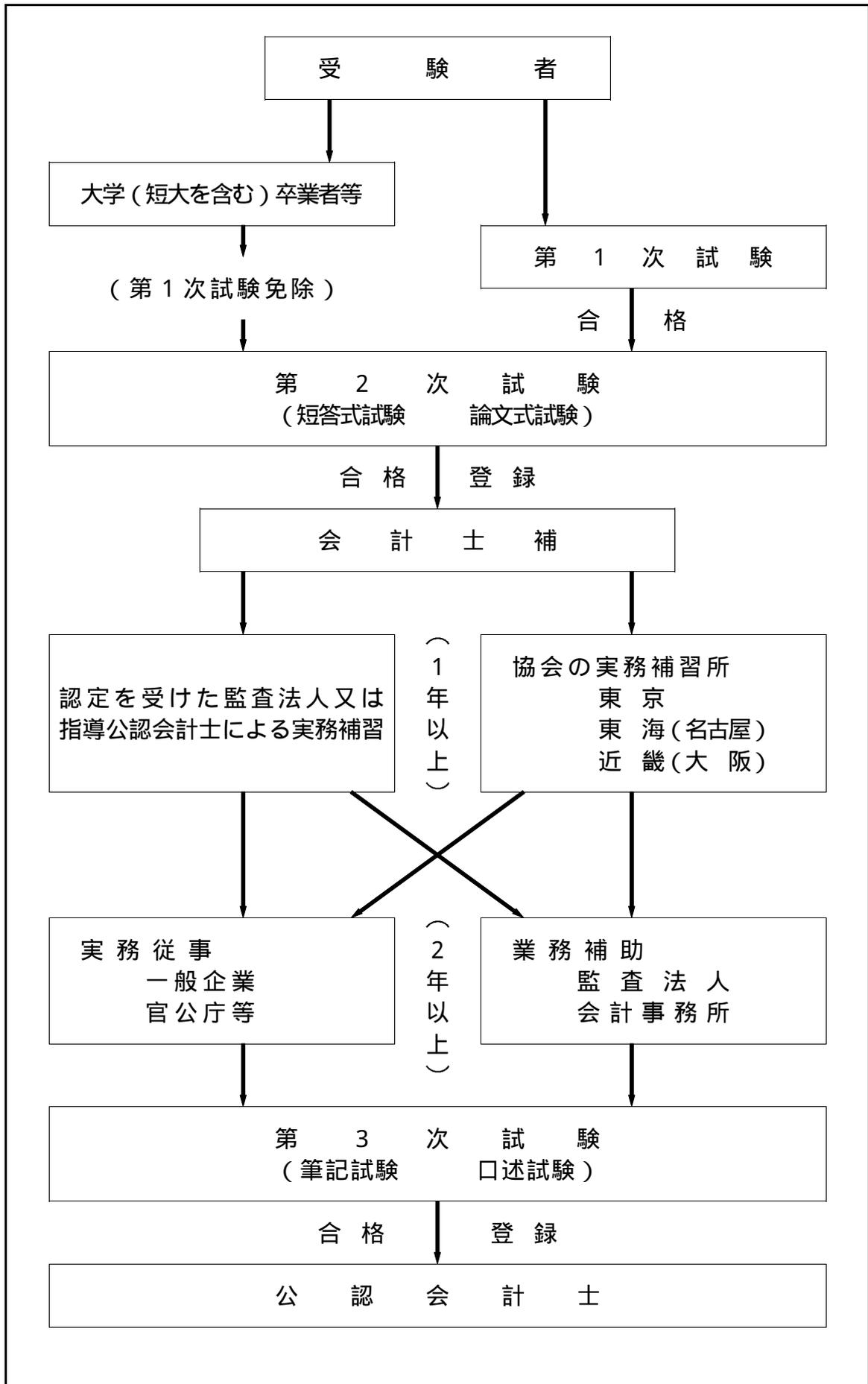
年 月 末	公 認 会 計 士	会 計 士 補	監 査 法 人	
	登 録 者 数	登 録 者 数		所 属 公 認 会 計 士 数
	人	人	法人	人
昭和24. 12	57	26	—	—
25. 12	261	129	—	—
30. 12	1,121	424	—	—
35. 12	1,508	651	—	—
40. 3	2,086	675	—	—
45. 3	4,062	869	24	562
50. 3	4,927	1,520	34	1,331
55. 3	5,833	2,303	58	1,852
60. 3	7,628	1,456	88	3,185
平成元. 3	8,360	1,956	99	3,743
2. 3	8,668	2,170	98	3,906
3. 3	9,025	2,368	112	4,271
4. 3	9,289	2,652	120	4,592
5. 3	9,682	2,959	121	4,874
6. 3	10,160	3,037	122	5,138
7. 3	10,436	3,394	122	5,380
8. 3	10,787	3,609	126	5,549
9. 3	11,145	3,829	128	5,741
10. 3	11,723	3,862	135	5,987
11. 3	12,178	3,939	142	6,199
12. 3	12,682	4,080	144	6,367
13. 3	13,209	4,289	148	6,677
13. 9	13,772	3,658	148	N.A

(注) 監査法人設立第1号は、昭和42年1月19日である。

監査法人に所属する公認会計士数

	400人以上		200～399		100～199		26～99		25人以下	
	法人数	所属公認会計士総数	法人数	所属公認会計士総数	法人数	所属公認会計士総数	法人数	所属公認会計士総数	法人数	所属公認会計士総数
昭和60.3末	-	-	4	1,108	7	932	11	418	66	727
平成元.3末	4	1,942	1	283	2	270	10	380	82	868
平成2.3末	4	2,130	1	306	2	259	9	326	82	885
平成6.3末	5	3,563	1	212	1	132	5	169	110	1,062
平成7.3末	5	3,828	1	209	1	130	4	140	111	1,073
平成8.3末	5	4,010	-	-	2	309	4	141	115	1,089
平成10.3末	5	4,263	1	201	1	144	8	264	120	1,115
平成11.3末	5	4,377	1	204	1	150	8	282	127	1,186
平成12.3末	5	4,549	-	-	2	313	10	322	127	1,183
平成13.3末	4	4,984	-	-	1	163	6	209	137	1,321

公認会計士までのコース



公 認 会 計 士 試 験 の 概 要

	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験	第 3 次 試 験
目 的	一般的学力を有するか否かの判定	会計士補となるのに必要な専門的学識を有するか否かの判定	公認会計士となるのに必要な高等の専門的応用能力を有するか否かの判定
受験資格	制限なし	(1)第1次試験合格者 (2)第1次試験を免除された者	第2次試験に合格し、1年以上の実務補習及び2年以上の業務補助又は実務従事を経た者
試験科目	国語、数学、外国語（省令で英語と規定）、論文	〔短答式試験〕 会計学（簿記、財務諸表論、原価計算、監査論）及び商法 〔論文式試験〕 必須科目は短答式試験科目と同じ 選択科目は、経営学、経済学及び民法の中から2科目	財務に関する監査実務、財務に関する分析実務、その他の会計実務（税に関する実務を含む）、論文
試験方法	筆記試験	短答式試験（択一式を含む）及び短答式試験に合格した者に対しては論文式による筆記試験	筆記試験及び口述試験
試験免除	(1)大学（短期大学・高等専門学校を含む）卒業者 (2)4年制大学に2年以上在学し、44単位以上を修得した者 (3)司法試験第1次試験又は不動産鑑定士試験第1次試験に合格した者 (4)専修学校の専門課程を修了した者 等	(1)3年以上大学等の教授、助教授の職にあった者及び博士号を授与された者 (2)司法試験及び不動産鑑定士試験の第2次試験合格者 (注)(1)(2)とも直接関連する科目のみ免除	筆記試験で公認会計士審査会が相当と認める成績を得た者については、申請によりその後行われる2年間の筆記試験を免除する。

公認会計士試験実施状況（平成元年以降）

（単位：人，％）

区 分 年 別	第 一 次 試 験			第 二 次 試 験			第 三 次 試 験		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
平元（１）	638	155	24.3	5,735	596	10.4	188	81	43.1
（２）							540	289	53.5
２（１）	770	208	27.0	6,449	634	9.8	244	127	52.0
（２）							509	295	58.0
３（１）	732	151	20.6	7,157	638	8.9	217	122	56.2
（２）							461	224	48.6
４（１）	840	107	12.7	8,102	798	9.8	244	125	51.2
（２）							706	354	50.1
５（１）	838	143	17.1	9,538	717	7.5	361	184	51.0
（２）							785	372	47.4
６（１）	716	80	11.2	10,391	772	7.4	428	205	47.9
（２）							829	379	45.7
７（１）	254	48	18.9	10,414	722	6.9	452	228	50.4
（２）							962	499	51.9
８	266	45	16.9	10,183	672	6.6	1,103	690	62.6
９	249	34	13.7	10,033	673	6.7	1,063	614	57.8
10	227	27	11.9	10,006	672	6.7	1,150	651	56.6
11	221	34	15.4	10,265	786	7.7	1,154	654	56.7
12	141	28	19.9	11,058	838	7.6	1,143	679	59.4
13	119	19	16.0	12,073	961	8.0			
合 計	28,890	4,405	15.2	261,581	19,334	7.4	47,049	14,414	30.6

（注）合計欄の数字は公認会計士試験実施（昭和24年）からの累計である。

日本公認会計士協会の主な業務内容

業 務 区 分	事 業 内 容
監査業務の審査、 指導、監督業務	会員の監査業務の適正な運用発展を図る。 監査を遂行する主体としての公認会計士又は監査法人が行う監査の品質管理状況をレビューする。
登 録 業 務	公認会計士、会計士補及び外国公認会計士の登録に関する事務を行う。
研修・教育業務	公認会計士の使命及び職責を全うし、監査業務等の質的向上を図るため、継続的専門研修制度を設け、会員を対象に研修を行う。
	会員の研鑽に必要な出版物の企画編集及び発行を行う。
	会計士補の指導教育
綱 紀 業 務	職業倫理に関する規範を定め、その保持昂揚を図る。
実務指針作成 業 務	監査の実務規範の検討作成
	会計の実務指針の検討作成
国 際 業 務	会計・監査の国際的調和と統一への協力
	諸外国の公認会計士制度及び公認会計士業務並びに諸外国に対する広報
調 査 研 究 業 務	公認会計士制度の改善進歩についての研究調査
	情報技術の進展に伴う会員業務の対応に関する研究調査
	学校法人の会計及び監査の理論及び実務に関する研究調査
	公益法人等の会計及び監査の理論及び実務に関する研究調査
	公企業等の会計及び監査の理論及び実務に関する研究調査
	公認会計士の業務に関係がある法規の研究調査
	経営に関する研究調査
会員が行う租税に関する業務の充実と改善に資するための研究調査	
広 報 業 務	機関誌JICPAジャーナルの編集及び発行

監査業務（2条1項業務）の概要

法定監査	内 容	根 拠 法 令
・証券取引法監査	証券取引所に株式を上場している会社等が、証券取引法の規定に基づき提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務書類について監査証明	証券取引法 第193条の2
・商法特例法監査	資本金5億円以上又は負債総額200億円以上の株式会社が、商法の規定に基づいて作成される貸借対照表、損益計算書等について監査	商法特例法 第2条
・私立学校法人監査	私立学校振興助成法に基づき補助金の交付を受けた学校法人が作成する貸借対照表、収支計算書その他財務書類に関する書類について所轄庁が指定する事項について監査	私立学校 振興助成法 第14条
・労働組合監査	労働組合が作成する、すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告について正確であることを証明	労働組合法 第5条
・政党助成法監査	政党交付金の交付を受けた政党が提出する報告書のうち政党交付金の総額、政党交付金による支出の総額等について監査	政党助成法 第19条
<ul style="list-style-type: none"> ・信用金庫 ・信用協同組合 ・農林中央金庫 ・労働金庫 <p align="right">監査</p>	信用金庫等の協同組織金融機関のうち、一定規模以上のものが作成する業務報告書、貸借対照表、損益計算書等について監査	信用金庫法 第37条の2 協同組合による 金融事業に関する法律 第5条の5 農林中央金庫法 第24条ノ2 労働金庫法 第39条の2
その他の制度監査		
<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業投資育成会社投資先監査 （中小企業投資育成会社事業規程） ・日本体育協会加盟団体監査（日本体育協会加盟団体規程） ・商品取引員監査（東京工業品取引所定款）等 		
任意監査		

監 査 ・ 公 認 会 計 士 制 度 の 歩 み

↑ 正
規
監
査
の
予
備
的
階
段
↓
↑ 正
規
の
開
始
↓
↑ 監
督
体
制
の
充
實
化
↓
↑ 商
法
監
査
の
導
入
及
び
監
査
対
象
の
拡
大

- 昭和 2 3 年 7 月 公認会計士法の制定
- 2 5 年 3 月 法定監査の導入（証券取引法の改正）
 …… 昭和 26 年 7 月 1 日開始事業年度より公認会計士による
 法定監査を実施
- 2 5 年 7 月 「監査基準」及び「監査実施準則」の制定
 { 企業会計基準審議会《現在の企業会計審議会》
 による }
- 3 2 年 3 月 「財務諸表等の監査証明に関する省令」を公布
 …… 昭和 3 2 年 1 月 1 日開始事業年度より「正規の財務諸
 表監査」を実施
- 4 0 年 11 月 公認会計士審査会答申
 「日本公認会計士協会の特殊法人化及び公認会計士の協
 同組織体の推進についての具体的措置に関する答申」
- 4 1 年 6 月 公認会計士法の改正（組織的監査の必要性）
 …… ・ 監査法人制度の導入
 ・ 日本公認会計士協会の特殊法人化
- 4 9 年 4 月 監査特例法（「株式会社の監査等に関する商法の特例
 に関する法律」）の公布
 …… 株式会社のうち資本金 1 0 億円以上のもの（証券取引
 法適用会社については資本金 5 億円以上のもの）につ
 いて、会計監査人による監査を新たに義務付け
- 5 1 年 7 月 「監査実施準則」及び「監査報告準則」の改定
 …… 連結財務諸表監査の実施に対応
 5 2 年 4 月 1 日以後に開始される会計年度から適用
- 5 2 年 3 月 中間財務諸表監査基準の制定
 …… 昭和 5 2 年 9 月期中間決算より中間財務諸表について
 新たに監査証明を要求
- 5 6 年 6 月 監査特例法の改正
 …… 会計監査人による会計監査対象会社の範囲を拡大
 { 資本金 10 億円以上 資本金 5 億円以上又は
 負債総額 200 億円以上 }
- 平成元年 5 月 企業会計審議会第 3 部会報告
 「監査実施準則の改訂について」

商法監査の導入及び監査対象の拡大

↓
↑
監査制度の充実・強化

- 3年5月 公認会計士審査会小委員会中間報告
「公認会計士試験制度の見直しについて」審議状況の中間報告
- 3年12月 公認会計士審査会小委員会最終報告
「公認会計士試験制度の見直しについて」最終報告
- 3年12月 企業会計審議会第3部会報告
「監査基準、監査実施準則及び監査報告準則の改訂について」
〔・分析的手続の追加確認書の徴求〕
〔・特記事項の導入 等〕
監査実務指針については日本公認会計士協会ですら順次整備を進めることとされた
- 4年5月 公認会計士法の改正
.....第2次試験に短答式試験を導入する等の試験制度の大幅改正及び罰則の改正
- 7年5月 公認会計士試験2次試験における短答式試験の実施
- 8年3月 日本公認会計士協会「銀行等監査特別委員会」設置
銀行等の監査実務の検討始まる
- 8年6月 「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律」成立
.....一定規模以上の信用金庫、労働金庫等の協同組織金融機関に対する外部監査の導入 等
- 9年4月 公認会計士審査会・会計士監査懇談会
「会計士監査の充実に向けての提言」を公表
- 10年4月 日本公認会計士協会
継続的専門研修（CPE）制度の実施
- 10年6月 証券取引法の改正
連結ベースでのディスクロージャーへの移行
- 11年4月 日本公認会計士協会
品質管理レビュー制度が開始
- 11年7月 公認会計士審査会・会計士監査に関するWG
「会計士監査のあり方についての主要な論点」を公表
- 12年6月 公認会計士審査会・監査制度小委員会
「監査制度を巡る問題点と改革の方向」を公表
公認会計士審査会・試験制度に関する検討WG
「公認会計士試験制度のあり方に関する論点整理」を公表
- 13年6月 企業会計審議会第2部会
「監査基準の改訂に関する意見書」を公表

上 場 ・ 店 頭 公 開 企 業 数 の 推 移
(単 位 : 社)

	上 場 会 社 数 (年 末 値)	登 録 会 社 数 (年 末 値)	有 価 証 券 報 告 書 提 出 件 数 (年 間 値)
昭 和 2 4 年	6 8 1	-	N . A
2 5 年	7 6 4	-	N . A
3 0 年	7 8 3	-	N . A
3 5 年	7 8 5	-	N . A
4 0 年	1 , 5 7 7	1 1 4	3 , 7 9 0
4 5 年	1 , 5 8 0	1 1 1	3 , 7 7 4
5 0 年	1 , 7 1 3	9 3	3 , 1 0 6
5 5 年	1 , 7 2 9	1 1 2	2 , 9 6 2
6 0 年	1 , 8 2 9	1 2 7	2 , 9 3 1
平 成 元 年	2 , 0 1 9	2 6 3	3 , 4 2 5
2 年	2 , 0 7 1	3 4 2	3 , 5 1 1
3 年	2 , 1 0 7	4 3 0	3 , 7 0 7
4 年	2 , 1 1 8	4 3 6	3 , 7 8 0
5 年	2 , 1 5 5	4 7 7	3 , 8 1 6
6 年	2 , 2 0 5	5 6 8	3 , 9 1 4
7 年	2 , 2 6 3	6 7 8	4 , 0 9 8
8 年	2 , 3 3 4	7 6 2	4 , 2 8 5
9 年	2 , 3 8 7	8 3 4	4 , 4 2 3
1 0 年	2 , 4 1 6	8 5 6	4 , 5 4 5
1 1 年	2 , 4 7 2	8 6 8	4 , 6 8 5
1 2 年	2 , 6 0 0	8 8 6	5 , 2 4 3

(注 1) 店 頭 登 録 会 社 の 数 値 は 店 頭 管 理 銘 柄 を 除 く。

(注 2) 昭 和 5 5 年 以 前 の 登 録 会 社 数 欄 は 登 録 銘 柄 数。

公認会計士の登録状況

年 月 末	公認会計士 登録者数	会計士補 登録者数	監 査 法 人		被 監 査 会 社 数			
			所 属 公 認 会 計 士 数	証 取 法 監 査 A	商 法 監 査 B	学 校 法 人 監 査 C	投 資 育 成 会 社 の 投 資 先 への 監 査 D	
	人	人	法 人	人	社	社	法 人	社
昭和40. 3	2,086	675	—	—	2,226	—	—	—
45. 3	4,062	869	24	562	2,313	—	457	455
50. 3	4,927	1,520	34	1,331	2,533	—	664	603
55. 3	5,833	2,303	58	1,852	2,711	721	2,886	718
56. 3	6,233	2,101	63	2,076	2,724	748	3,421	749
57. 3	6,710	1,796	71	2,408	2,747	796	3,852	818
58. 3	7,148	1,532	76	2,483	2,763	856	4,054	882
59. 3	7,349	1,502	83	2,921	2,796	910	4,151	925
60. 3	7,628	1,456	88	3,185	2,841	2,126	4,157	934
61. 3	7,816	1,504	89	3,304	2,889	2,399	4,137	874
62. 3	8,005	1,687	90	3,493	2,923	2,608	4,277	889
63. 3	8,195	1,815	94	3,631	2,984	2,905	4,440	893
平成元. 3	8,360	1,956	99	3,743	3,040	3,226	4,673	925
2. 3	8,668	2,170	98	3,906	3,187	3,618	4,915	955
3. 3	9,025	2,368	112	4,271	3,307	4,041	5,118	978
4. 3	9,289	2,652	120	4,592	3,392	4,576	5,327	998
5. 3	9,682	2,959	121	4,874	3,463	5,058	5,530	1,048
6. 3	10,160	3,037	122	5,138	3,596	5,298	5,694	1,077
7. 3	10,436	3,394	122	5,380	3,833	5,483	5,777	1,089
8. 3	10,787	3,609	126	5,549	3,960	5,617	5,880	1,058
9. 3	11,145	3,829	128	5,741	4,059	5,807	5,975	991
10. 3	11,723	3,862	135	5,987	4,135	5,878	6,089	990
11. 3	12,178	3,939	142	6,199	4,219	5,880	6,155	1,039
12. 3	12,682	4,080	144	6,367	4,220	5,963	N.A	N.A
13. 3	13,209	4,289	148	6,677	N.A	N.A	N.A	N.A
13. 9	13,772	3,658	148	N.A	N.A	N.A	N.A	N.A

(注) 1. 監査法人設立第1号は、昭和42年1月19日である。

2. 被監査会社数は、日本公認会計士協会の調査による。

3. 法定監査は上記のA～Cのほか「労働組合監査」、「政党助成法監査」等があり、それ以外にはDを始めとする制度監査及び任意監査がある。

公認会計士の業務の拡大

1．最近における監査業務（2条1項業務）の拡大事例

協同組織金融機関に対する監査における監査対象の拡大

一定規模等以上の信用金庫や信用組合、労働金庫などの監査について、義務付けの対象となる一定規模が平成13年4月から預金等総額が2,000億円から500億円に引き下げ。

独立行政法人監査（独立行政法人通則法第39条）

原則として、資本金100億円以上の独立行政法人は、その財務諸表等に関し、公認会計士等の監査を義務づけ。平成13年4月から段階的实施。

特定目的会社の監査（資産の流動化に関する法律第85条）

一定の要件を満たす特定目的会社を除き、作成する財務諸表等に関し、公認会計士等の監査を義務づけ、平成10年9月から実施。

公益法人監査

平成13年2月の「公益法人の指導監督体制等の充実について」（公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議申合せ）に基づき、各府省は、資産額100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の所管法人に対して、公認会計士等による監査を受けることを要請。

2．最近における監査業務以外（2条1項業務以外）の拡大事例

地方自治体に対する外部監査

地方自治体の監査機能を外部監査導入を含めて充実強化する観点から導入され、都道府県、政令指定都市及び中核市は包括外部監査契約の締結が義務づけられている。

包括外部監査契約は、財務諸表の監査ではなく、外部監査人が必要と認める特定の対象について監査を行う。

個別外部監査契約は、議会等からの請求があったときに、監査委員の監査に代えて、個別外部監査人の監査を受けるとともに、結果報告を受ける。

外部監査契約を締結できるのは、公認会計士、弁護士、行政事務精通者、
税理士

マザーズ（東証）、アンビシャス（札証）上場企業の四半期財務情報に
対する意見表明業務（平成11年11月、平成12年4月）

四半期財務情報には、公認会計士等の意見を付する必要

投資信託及び投資法人における特定資産の価格等の調査（投資信託及び
投資法人に関する法律第16条の2）

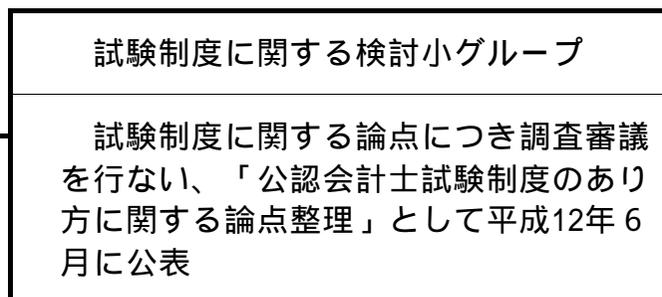
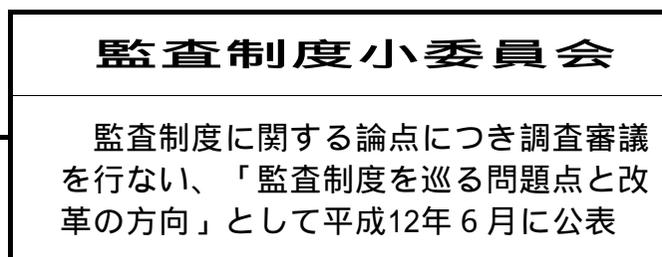
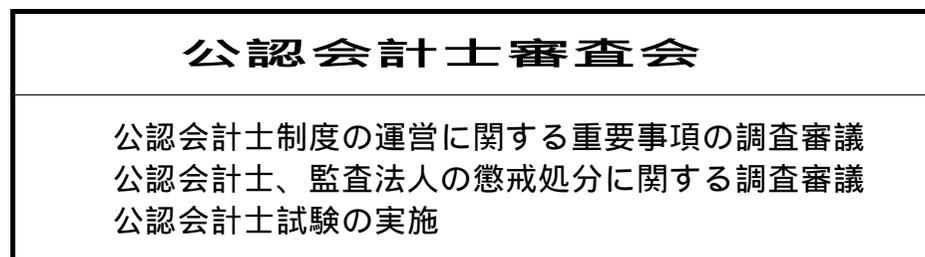
投資信託又は投資法人が政令で定められた特定資産の取得又は譲渡その
他の行為について価格等の事項の調査を公認会計士等により受けることを
義務づけ。

ディスクロージャー制度及び会計基準の見直し

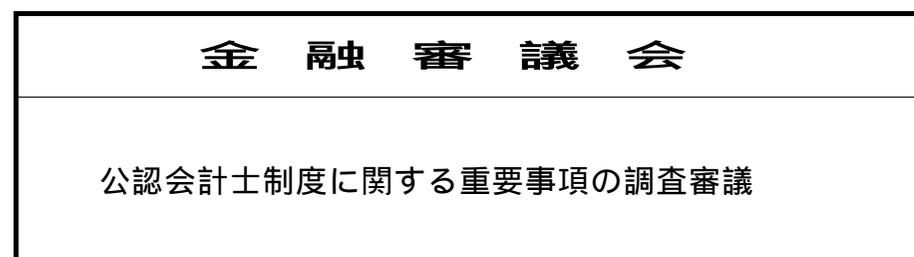
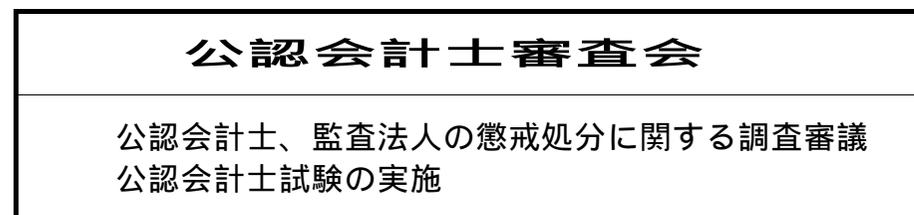
	見直し前	平成11年3月期	見直し後	
ディスクロージャー 子会社、関連会社の範囲 連結情報中心への移行	<ul style="list-style-type: none"> 持株基準により、持株比率50%超を子会社、20%以上を関連会社とする 個別情報が中心。 	<ul style="list-style-type: none"> 実質的な支配力基準、影響力基準の適用も認める。 注記等により、部分的に連結情報を充実させる 	平成11年4月以降開始する事業年度	
			<ul style="list-style-type: none"> 実質的な支配力基準、影響力基準の適用を義務づける。 連結情報が中心の開示に本格的に移行する。 	
金融機関のディスクロージャー	<ul style="list-style-type: none"> 平成10年3月期より、全国銀行の不良債権額に基づいて、米国のSEC基準と同様の基準によるリスク管理債権額の開示を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> 全金融機関に、実質的な支配力基準、影響力基準を適用した連結ベースでの開示を罰則付きで義務づける。 米国のSEC基準と同様の基準によるリスク管理債権額についても実質的な支配力基準、影響力基準により開示される。 		
有価証券の評価方法	<ul style="list-style-type: none"> 原価法又は低価法 <p>〔金融機関については平成9年9月期(中間期)までは、通達により、低価法を義務づけていた。〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原価法又は低価法 	12年4月以降開始事業年度	13年4月以降開始事業年度
			<ul style="list-style-type: none"> 売買目的の有価証券等に時価評価を導入する。「その他有価証券」の時価は注記する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「その他有価証券」の時価評価を導入する。
年金会計	<ul style="list-style-type: none"> 年金の積立不足は、開示されない。 	<ul style="list-style-type: none"> 年金の積立不足は、開示されない。 	12年4月以降開始事業年度	13年4月以降開始事業年度
			<ul style="list-style-type: none"> 積立不足を財務諸表に計上するか、注記する。 	<ul style="list-style-type: none"> 積立不足を財務諸表に計上する。
外貨建取引会計	<ul style="list-style-type: none"> 短期金銭債権債務を除き、取得時レートで換算 為替換算調整勘定は資産又は負債の部に表示 	<ul style="list-style-type: none"> 短期金銭債権債務を除き、取得時レートで換算 為替換算調整勘定は資産又は負債の部に表示 	平成12年4月以降開始する事業年度	
			<ul style="list-style-type: none"> 子会社株式等を除き、有価証券、金銭債権債務及びデリバティブ取引は、決算時レートで換算する。 為替換算調整勘定は資本の部に表示 	
税効果会計	<ul style="list-style-type: none"> 連結財務諸表においては、税効果会計を適用することも認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別財務諸表においても適用を認める。 	平成11年4月以降開始する事業年度	
			<ul style="list-style-type: none"> 連結財務諸表及び個別財務諸表において、適用を義務づける。 	

(注)土地は、原価評価されるが、「土地の再評価に関する法律」により、平成10年3月31日から時価による再評価を実施できる(平成14年3月31日まで)。

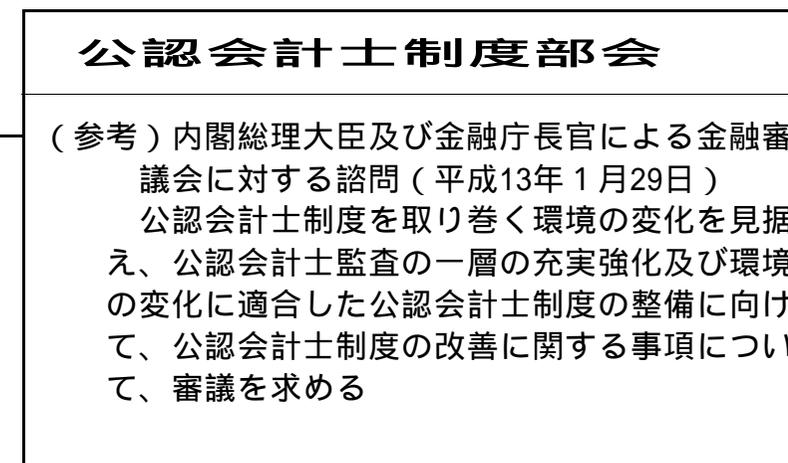
【 旧 】



【 新 】



(注) 金融審議会の下に、金融分科会、金利調整分科会、公認会計士制度部会、自動車損害賠償責任保険制度部会が設置されている。



- ・「監査制度を巡る問題点と改革の方向」の検討事項と主な論点
(平成12年6月29日 公認会計士審査会監査制度小委員会)

1．適正・公正な監査の確保に向けて

- (1) 独立性確保のあり方
監査人の独立性の要件や審査基準等に係る自主規制の充実・強化、等
- (2) 同一監査人の継続的監査及び公認会計士単独による監査に係る問題について
監査法人における関与社員のローテーション等の自主規制の充実・強化、等
- (3) 監査証明業務に対する内部管理・審査及び外部審査体制のあり方
公認会計士協会の品質管理レビュー制度の充実・強化、等
- (4) 監査報告書の署名のあり方
監査報告書における関与社員の自署・押印の見直し、等
- (5) 行政による公認会計士及び監査法人の処分のあり方
公認会計士法上の処分形態の多様化、等
- (6) 適正な監査日数等の確保と監査報酬のあり方
標準監査報酬制度の廃止、等
- (7) 自主規制機関としての公認会計士協会のあり方
公認会計士協会の財務状況等の開示、等

2．公認会計士の質の向上に向けて

- (1) 継続的専門研修制度のあり方
継続的専門研修制度による研修の履修の義務付け、等
- (2) 公認会計士の登録制度のあり方
資格登録更新制度の導入、等
- (3) 公認会計士協会への強制入会制度のあり方
強制入会制度の見直し、等

3．環境の変化に適合した監査法人制度及び業務範囲等のあり方

(1) 監査法人制度のあり方

有限責任パートナーシップ制等の有限責任形態の導入、等

(2) 業務範囲のあり方

財務書類に係るレビュー業務、コンサルティング業務の拡大等への対応、等

(3) 広告規制のあり方

法による広告規制の見直し

(4) 公認会計士法の目的規定の要否等

公認会計士の使命等の規定の整備

- ・「公認会計士試験制度のあり方に関する論点整理」の検討事項と主な論点
(平成12年6月29日 公認会計士審査会試験制度に関する検討小グループ)

1．試験制度見直しに関する基本的考え方

- (1) 公認会計士数の増加の必要性とその具体数
適正な公認会計士数について、等
- (2) 質の充実を図りながら、数を増やすための方策
社会人等の多様な人材が公認会計士資格を取得しやすくなるような方策、等
- (3) 公認会計士の質の充実
社会人等の多様な人材を含む受験者の大幅な増加を図る方策、等

2．公認会計士試験制度のあり方

- (1) 第1次試験
第1次試験の廃止
- (2) 第2次試験
科目合格制の導入、短答式試験合格者に対する免除措置の導入、等
- (3) インターン制度
インターン期間の短縮、実務従事の対象範囲の拡大、等
- (4) 第3次試験
口述試験実施方法等の改善、等

3．試験実施のあり方

より一層の出題範囲の明確化や試験問題の標準化、等